

## ○廃棄物処理施設定期検査制度について

H23.04.01

### 1. 申請書の様式と概要

#### (1) 一般廃棄物処理施設定期検査申請書

概要	一般廃棄物の焼却施設及び最終処分場（市町村、一部事務組合が設置するものを除く）の設置者が一定期間（5年3ヶ月毎）以内に受ける定期検査の申請書
提出期限	定期検査受検期限の3か月前まで

#### (2) 産業廃棄物処理施設定期検査申請書

概要	産業廃棄物の焼却施設、最終処分場、廃 PCB 等の分解施設、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設の設置者が一定期間（5年3ヶ月毎）以内に受ける定期検査の申請書
提出期限	定期検査受検期限の3か月前まで

### 2. 留意事項

- (1) 本制度に係る改正法は、平成23年4月1日施行であるため、申請の受付は平成23年4月1日以降となります。
- (2) 提出部数は正1、副2の計3部です（副本はコピーで可）。
- (3) 申請手数料33,000円（県証紙で納入）が必要です。
- (4) 平成23年3月31日現在既に設置されている施設については、設置許可の（又は許可を受けたと見なされた）時期により経過措置が設けられています。

許可年月日	受検期限
平成5年3月31日まで	平成24年3月31日
平成5年4月1日から平成8年3月31日まで	平成25年3月31日
平成8年4月1日から平成10年3月31日まで	平成26年3月31日
平成10年4月1日から平成15年3月31日まで	平成27年3月31日
平成15年4月1日から平成23年3月31日まで	平成28年3月31日

### 3. 提出先

奈良県景観・環境保全センター  
奈良県桜井市粟殿1000番地（桜井総合庁舎） 電話0744-43-3131

### 4. 問い合わせ先

奈良県廃棄物対策課 産業廃棄物係（産業廃棄物） 電話 0742-27-8748  
奈良県奈良市登大路町30番地 循環型社会推進係（一般廃棄物） 電話 0742-27-8746

奈良県景観・環境保全センター  
奈良県桜井市粟殿1000番地（桜井総合庁舎） 電話0744-43-3131